



ベトナムの広告法の概要

1. はじめに
2. 外資規制の概要
3. 共通して適用される規定
4. 終わりに

弁護士 萩原 亮太
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ティ・ホアイ・イエン
 弁護士(ベトナム資格) ダオ・ハイ・リン
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ドゥク・ホア

本ニュースレターは東京共同会計事務所の2024年9月26日付け Vietnam Newsletter に寄稿したものです(<https://www.tkao.com/news/newsletter-2024-6/>)。

1. はじめに

ベトナム市場への進出等を検討している日本企業も多いものと考えられるところ、ベトナム人顧客を対象とした広告等のマーケティング施策を検討するに当たり、ベトナムの広告に関する規制につき関心を抱いている日本企業も一定数いるものと思われます。そこで、本稿では、紙面の許す限り、ベトナムの広告法¹の概要を簡単に取り上げます。

¹ Law No. 16/2012/QH13(Law No. 35/2018/QH14 により修正補充)

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2024

なお、広告については、本稿で取り上げる広告法のほか、刑法²や商法³等にも一定の規制があるため、広告を行うに当たっては、これらの規制の確認も必要となり得る点ご注意ください。

2. 外資規制の概要

広告法上、ベトナムで活動する外国の組織・個人は、広告法の規定に従いベトナムで自身の製品、物品及びサービスに関し広告活動を実施できますが(広告法第 39 条第 1 項)、ベトナムで活動していない外国の組織・個人は、ベトナムで自身の製品、物品及びサービスに関し広告活動を実施したい場合には、ベトナムの広告サービス事業者に依頼する必要があります(同条第 2 項)。この「ベトナムで活動する」については、例えば、ベトナムで現地法人を設立して事業活動を実施しているような場合はこれに該当するものと考えられますが、広告法上、「ベトナムで活動する」の判断基準に関する規定はないため、例えば、ベトナムの現地拠点は無いものの、ベトナムで何らかの活動を行っているような場合に該当するか否かは明確ではないように思われます。

また、広告法上、外国の組織・個人は、ベトナムの広告サービス事業者との①合弁会社の設立又は②事業協力契約(BCC 契約)を通じてベトナムで広告活動を実施することも可能とされており(広告法第 40 条第 1 項)、他の規定も併せ踏まえると、広告法上は、ベトナムで自社の製品、物品及びサービス以外の広告活動を実施するには、ベトナムの広告サービス事業者との合弁会社の設立又は事業協力契約(BCC 契約)を通じて実施する必要があります。なお、国際条約であり日本及びベトナムが加盟している CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)では、加盟国である日本企業及び/又は日系企業がベトナムで広告活動を実施するにあたっては、ベトナム国内の内資事業者と同じ条件が課されるのみで、上記外資規制は課されないこととなっています。但し、実務上は、当局から上記外資規制を前提とした対応がなされることが多いと思われることには留意が必要と思われます。

さらに、広告法上、外国広告企業は、当局から許可証を取得した上で、ベトナムで駐在員事務所を設立することも可能です(広告法第 41 条第 1 項、第 2 項)。但し、活動範囲は、広告の促進に限定されており、広告サービス事業を直接実施してはならないとされていることにはご注意ください(同条第 3 項)。

3. 共通して適用される規定

広告法上、製品、物品及びサービスを問わず共通して適用される規制があり、主要なものとしては、例えば、以下のものがあります。

(1) 広告禁止製品、物品及びサービス

一定の製品、物品及びサービスについては広告を行うことが禁止されており、具体的には、(i)法令の規定に従った事業禁止物品・サービス(例えば薬物等)、(ii)煙草、(iii)アルコール濃度 15 度以上の酒類、(iv)24 か月未満の幼児用の母乳代替乳製品、6 か月未満の幼児用の栄養補助製品；哺乳瓶及び哺乳瓶の乳頭、(v)処方薬及び非処方薬であるが、権限を有する国家機関により使用制限又は医師の監察を用いることを奨励されている薬、(vi)性的な性質を有する各種製品・物品、(vii)武器、爆発物資、補助工具、暴力を扇動する性質を有する各種製品、物品、(viii)実際に発生した場合に、政府により規定されるその他広告禁止製品、物品及びサービスの広告を行うことが禁止されています(広告法第 7 条)。

² Law No. 100/2015/QH13(Law No. 12/2017/QH14 により修正補充)

³ Law No. 36/2005/QH11(Law No. 05/2017/QH14, Law No. 44/2019/QH14 により修正補充)

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただけますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2024

そのため、ベトナムではこれらの製品、物品及びサービスの広告を行うことができない点にはご留意下さい。

(2) 禁止行為

広告法上、一定の禁止行為が規定されており（広告法第8条。全16行為）、このうち、特に重要と思われるものを列挙すると以下のとおりです。そのため、ベトナムで広告を行う場合にはこれらに該当しないように留意する必要があります。

- 法律で認められている場合を除き、当該個人の同意を得ずに、個人の画像、発言又は文章を使用する広告（同条第8号）
- 製品、物品及びサービスの事業をする組織・個人の製品、物品及びサービスの経営可能性及び供給可能性に関し；登録又は公開された製品、物品及びサービスの数量、品質、価格、効用、デザイン、包装、商標、生産地、種別、サービス方法又は保証期間に関し不正確に又は混乱を生じさせる広告（同条第9号）
- 自身の製品、物品及びサービスの価格、品質、使用効果を他の組織・個人の同種の製品、物品及びサービスの価格、品質、使用効果を直接比較する方法を使用する広告（同条第10号）
- 文化スポーツ観光省の規定に従った証明する合法的な資料を有さずに、「一番」「唯一」「最も良い」「最高」又は同様の意味を有する用語を使用する広告（同条第11号）

(3) 外国語使用に関する規制

以下の場合を除いて、広告製品にはベトナム語の表示内容を有さなければならないものとされています（広告法第18条第1項各号）。

- 外国語での物品の商標、標語、ブランド及び個別名又はベトナム語に代えることができない国際化された用語
- ベトナム少数民族の言語又は外国語で出版することが許可された書籍、新聞、電子ウェブページ及び出版物、並びにベトナム少数民族の言語又は外国語によるラジオ及びテレビ番組

また、同一の広告製品上にベトナム語と外国語の両方を使用する場合、外国語の文字のサイズはベトナム語の文字のサイズの4分の3を越えてはならず、ベトナム語の文字の下に配置しなければならないこと、及びラジオ、テレビ又は視聴覚メディアで放送される場合、外国語の前にベトナム語が読まれなければならないとの規制にも留意が必要と思われます（同条第2項）。

4. 終わりに

上記規制のほか、一定の特別な製品、物品及びサービス（化粧品等）に適用される規制（広告法第20条第4項各号）、広告手段（新聞、印刷物、看板等）に応じた規制（広告法第21条ないし第38条）等があることにはご留意ください。

また、広告法の規定内容については、下位法令（広告法のいくつかの条項の施行の詳細を規定する議定（以下「Decree 181」といいます。）⁴、広告法及びDecree 181のいくつかの条項の詳細を規定し実施を案内する通知⁵等）に具体的な内容が規定されているもの

⁴ Decree No. 181/2013/ND-CP (Decree No. 54/2017/ND-CP, Decree No. 123/2018/ND-CP, Decree No. 11/2019/ND-CP, Decree No. 70/2021/ND-CP, Decree No. 98/2021/ND-CP, Decree No. 96/2023/ND-CP により修正補充)

⁵ Circular No. 10/2013/TT-BVHTTDL (Circular No. 35/2018/TT-BVHTTDL により修正補充)

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2024

もあるため、ベトナムで広告を行う場合にはこれらの下位法令も確認する必要があります。

さらに、ベトナム社会主義共和国電子情報ポータルの2024年8月5日付の記事によると、越境プラットフォーム等での広告活動を管理すべく広告法の一部を修正補充する法案を作成中であり、2024年10月の国会に提出予定であるとのことであり⁶、今後の動向には引き続き注視するのが望ましいと思われま

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁶<https://quochoi.vn/hoatdongcuaquochoi/cackyhoppquochoi/quochoikhoaXIII/Pages/danh-sach-ky-hop.aspx?ItemID=88407&CategoryId=0>

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。